

○自己評価結果の公表にかかる届出書(令和6年度実施分)に関する留意事項

- ・提出書類については、提出期限(令和7年3月31日(月))までに当課に届くよう、余裕をもってご提出ください。
- ・期日までに提出が無かった場合、令和7年4月1日より減算の適用対象となりますのでご注意ください。※具体的には、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算する(例:令和7年7月15日に実施の届出があった場合、減算期間は令和7年4月から令和7年7月の4ヶ月間)。
- ・令和6年5月1日～令和7年3月1日に指定を受けた事業所については、指定時から1年の間に標記届出を提出して下さい。指定時から1年の間に提出が無い場合、減算が適用されます。(例:令和6年5月1日指定で、令和7年4月30日までに届出をしなかった場合は、令和7年5月1日から減算です。)
- ・減算となった場合に算定される単位数は、所定単位数の100分の85です。※当該所定単位数は各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を除く)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意してください。
- ・なお減算が適用される場合は、「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」により減算の届出をしていただく必要があります。